

建設発生土処分地の処分費について

建設発生土については、「福井県建設リサイクルガイドライン 平成16年3月」に基づき工事間流用を原則とするが、やむを得ず有償で処分する場合における建設発生土処分地（以下、「処分地」という。）にかかる処分費の決定に関して、以下のとおり定める。

（処分費にかかる見積りの提出）

1. 処分費にかかる見積りは、処分地の申請を行う中小企業等協同組合法に基づき設置された協同組合（以下、「環境組合」という。）が、申請時に提出するものとする。

（見積りの構成）

2. 環境組合が提出する見積りは、諸経費までを全て積上げたものとし消費税抜き価格とする。積上げる内容の基本構成は、工事費、事務所経費、補償費、測量・調査・設計委託費とする。また、処分費の端数処理は整数1位以下切捨での10円単位とする。

（処分費の審査）

3. 各土木事務所は、環境組合から提出された見積りを参考に、県の積算方法で申請内容の審査を行うものとし、必要に応じて環境組合と協議し、資料の追加・修正を依頼するものとする。また、審査内容について土木管理課と協議を行うものとする。図-1に処分費の審査手順を参考に示す。

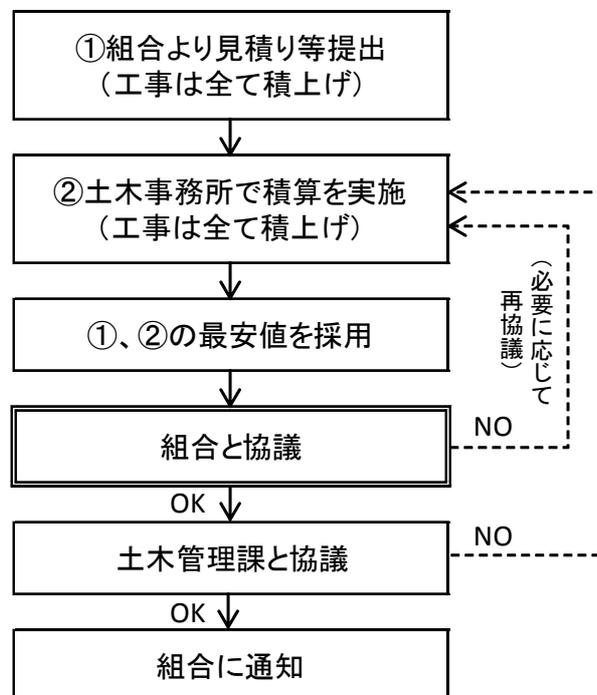


図-1 処分費の審査フロー

(審査結果の通知)

4. 各土木事務所は、審査した内容を環境組合に通知するものとし、土木管理課にも併せて報告するものとする。

(審査結果の受理)

5. 環境組合は、各土木事務所からの審査結果を受理したのち、処分地の運営準備を開始することが出来るものとする。